

2025 年度第 1 回定期自主検査指針・保安検査基準解釈専門分科会  
議事録

1. 日時

2025 年 4 月 2 日 (水) 15:30～16:30

2. 場所

特別民間法人高圧ガス保安協会第 1 会議室及び Cisco Webex Meetings による Web 開催

3. 出席者等 (敬称略)

主査	渡辺 要 (KW 保安管理システム研究所)	
委員	飯田 正史* (株式会社エフ・ユー)、西浦 崇司 (大陽日酸株式会社)、 (※は現地参加委員を示す。)	増子 敏昭 * (ENEOS 株式会社、三浦委員の代理)、南 健一 (三井化学株式会社)、新津 賢二 (公益社団法人東京都高圧ガス保安協会)
特別民間法人 高圧ガス保安協会 (事務局)	及川 裕幸、草野 宏、長沼 充祥、宮下 哲司、志賀 優多、靱山 円志、 小山田 賢治、藤井 亮、畑山 和博、佐藤 裕文	
オブザーバ	佐野 利一 (株式会社サイサン)、守屋 幸博 (鹿島石油株式会社)、黒岩 真平 (ENEOS 株式会社)、藤原 昌平 (石油連盟)、米持 大樹 (石油連盟)	
欠席委員	佐野 裕司 (レイズネクスト株式会社、代理者無)	

4. 議題

- (1) 【審議事項】 高圧ガス設備の開放検査の周期の起点に関する質疑応答の作成
- (2) 【審議事項】 水電解装置の電解セルスタックに対する質疑応答の作成

5. 配布資料

資料 01	高圧ガス設備の開放検査の周期の起点に関する質疑応答の作成
資料 01 別紙 1	保安検査の方法を定める告示の一部を改正する告示 (案) に対する意見公募要領
資料 01 別紙 2	保安検査の方法を定める告示の一部を改正する告示について
資料 02	水電解装置の電解セルスタックに関する質疑応答の作成
参考資料 01	定期自主検査指針・保安検査基準解釈専門分科会委員名簿
参考資料 02	高圧ガス保安協会の技術基準作成等
参考資料 03	水電解装置に関する KHKS の原案について (2024 年 6 月 20 日水素等規格委員会資料 1-2)

6. 定足数報告及び副主査の指名

会議開催にあたり、特別民間法人高圧ガス保安協会 (以下、協会) より定足数の報告があり、委員数 7 名に対して、6 名の出席であり、定足数 (委員数の過半数の出席) を満足している旨の説明があった。

また、副主査の指名について、渡辺主査より南委員が副主査に指名された。

7. 議事概要

7.1 議事(1) 高圧ガス設備の開放検査の周期の起点に関する質疑応答の作成 【審議事項】

資料 01、資料 01 別紙 1 及び資料 01 別紙 2 に基づき協会から説明があった。質疑応答の後、質疑応答案を书面投票に進めることとし、資料 1 の 4. の議案について委員より了承された。主な質疑等は以下の通り。

(委員) 資料 01 にある注 b) は、特定設備であれば取替えが対象であって、部分的な取替えはこの注 b) の対象にならないと解釈しているが問題ないか。

(協会) 注 b)はそもそも「完成検査を要しないこと」が前提になっている。今回の質問に関しては完成検査を行っているため、回答ではまず最初に完成検査が起点となる旨を記載している。例えばどのような事例をイメージされているのか。

(委員) 保安検査基準に基づく保安検査のポイントと事例紹介(第4版)では、p129にノズルの取替えの個別事例として、ノズルを取替えたときの不備事例が記載されている。事例紹介と今回の質疑応答における解釈に違いがあり、注 b)の場合であれば取替えということになり混乱するかと思われる。

(協会) ノズルのケース等詳細な解釈については、今回の質疑応答集の作成に関わらず、今後の課題になる可能性がある。今回考えているケースは、完成検査を要しない高圧ガス設備の変更の工事の場合で、その場合に開放検査の起点が無いことに対する回答である。

(委員) 2行目の注釈 b)の部分は、注釈 b)の対象に関して前提を記載しており、完成検査を要しない特定設備の変更に関しては基本的に本体の取替えを対象にするとの認識でよろしいか。

(協会) 本件の KHKS の解釈においては、回答に示す内容の整理を行ったところである。なお、注釈 b)の対象の基本的な考え方については、認識に相違はない。

## 7.2 議事(2) 水電解装置の電解セルスタックに対する質疑応答の作成【審議事項】

資料 02 及び参考資料 03 に基づき協会から説明があった。質疑応答の後、質疑応答案を書面投票に進めることとし、資料 2 の 4.の議案について委員より了承された。主な質疑等は以下の通り。

(委員) 資料 02 の回答中にある「してもよい。」までで、性能を確認し、劣化していた場合には分解点検を実施すればよいと理解したが、「ここで」以降で計画時期をいうとある。回転機の規定を参考にしたとの説明であったが、回転機の場合には整備期間をあらかじめ設定した上で運用している。今回の機器(電解セルスタック)は分解点検をすると寿命が短くなるということなので、例えば 5 年という整備期間を設定した場合、その時点で劣化していなければ 5 年後に分解点検しなくてもよいとも思えるが、回転機と同様に整備期間の制限はあるのか確認したい。回転機と同様の運用だと、劣化していなくても分解点検しなくてはならないことになるのではないか。

(協会) いくつかのメーカーに伺ったところ、回転機ほど長い寿命では無い模様。水電解の KHKS はメーカー側で寿命、メンテナンスをどうするのか検討した上でユーザー側に伝えてもらい、ユーザー側で運転パラメーター等をみつつ、異常があれば何かの措置をしてもらう、という考え方。

(委員) 回転機のようにあらかじめ期間を設定せず、運転パラメーター等から時期を設定する、ということであれば、説明資料の話と合うが、予め期間を設定する必要があるのならば、劣化が確認できなくても分解点検する必要が出てくるのではないか、ということ。例えばメーカー側で 5 年と定めていたが、5 年の時点では劣化が確認できず、劣化が確認できるのは 7 年後であるような場合、5 年で分解点検しなくてはならないとなると、今回の趣旨と矛盾するのではないか。

(協会) ここのメーカーが定める推奨時期というのは、例えば 10 年くらいを目途にしていると聞いている。その際には、分解点検をするというよりは、メーカーの工場に持ち帰って部品交換を含めたオーバーホールをするようなイメージ。あと何年もつかという点については、ユーザーは使用中もメーカーと相談しつつ、オーバーホールの時期を決めてもらうとよいという考え。予めメーカーが一律に時期を定めるのか否かも含め、ユーザーとメーカーで了承した上で運用できるようにする意図でこのような表現とした。

(委員) 回転機のように既に確立した技術と異なり水素設備は新しい技術であるため、必ずしも  
予め検査周期を設定して運用するというのではない。重要なのは運転パラメーター等によ  
る劣化の確認であって、ユーザーはメーカーと相談しながら運用するというので、もし将  
来的に予めその時期がわかるようになるのであれば、その時はメーカーと相談し検査周期を  
設定して運用するという理解でよい。

(協会) おっしゃるとおり。

(委員) 承知した。実際この規定を使う人に対してそのような理解がすすむとよい。

#### 8.その他

本日の分科会の議事録は、今後メールにより承認を得た後、次回分科会を待たずに公開する  
ことが了承された。

以上